

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 二六九
- 地籍調査の成果について認証した件四件 二六九
- 道路の区域を変更する件 二七〇
- 道路の供用を開始する件 二七〇
- 公 告
- 地方税法により特約業者の指定を取り消した件 二七〇
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 二七〇
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件 二七〇
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を廃止した旨届出があった件 二七〇
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件三件 二七〇
- 基本測量の実施について通知があった件二件 二七〇
- 随意契約の相手方を決定した件 二七〇
- 福 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長
- 一般競争入札を行う件 二七〇

告 示

福島県告示第二百九十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年四月二十四日から同年五月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び田村市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年四月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドールガーデン船引 田村市船引町字川代七十八ほか

二 法第八条第一項の規定により田村市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百九十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、喜多方市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年四月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行った者の名称

喜多方市

二 成果の名称

喜多方市山都町木幡字沢向ほかの一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第二百九十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、喜多方市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年四月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行った者の名称

喜多方市

二 成果の名称

喜多方市山都町木幡字善徳谷地の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第二百九十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、伊達市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年四月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行った者の名称

伊達市

二 成果の名称

伊達市霊山町石田の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第二百九十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、伊達市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年四月二十四日

一 調査を行った者の名称

伊達市

二 成果の名称

伊達市梁川町の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県告示第二百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十一年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
国道二八九号	南会津郡下郷町大字大松川字塚ノ前乙五九六番三地从先から 同 郡同 町大字南倉沢字猪番場平八四〇番二地从先まで	変更前	A 六・〇 B 四七・〇	六、〇九八・四
		変更後	A 六・〇 B 一・〇	六、〇九八・四

(道路計画課)

福島県告示第二百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十一年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日

国道二八九号

南会津郡下郷町大字大松川字塚ノ前乙五九六番三地从先から
同 郡同 町大字南倉沢字猪番場平八四〇番二地从先まで

平成二十一年四月
二七日

(道路計画課)

公 告

公告第二百二十二号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十一年四月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称 代表者の氏名 主たる事務所又は事業所の所在地 指定取消年月日

鈴木産業株式会社 鈴木 孝司 二本松市作田一四八―一 平成二十二年三月六日 (税 務 課)

公告第二百二十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年四月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十一年四月十四日

二 名称

特定非営利活動法人こどもの森ネットワーク

三 代表者の氏名

橋口 直幸

四 主たる事務所の所在地

福島県耶麻郡猪苗代町大字長田字東中丸三千四百四十九番地三十一

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県民に対して、地域の森林および里地里山を子ども達の健全育成および森林環境教育のために保全・活用する事業を行い、福島県の子どもの豊かな人間形成と森林環境教育の普及に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十一年四月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年四月十日
- 二 名称
特定非営利活動法人日本ドライフーズ普及協会
- 三 代表者の氏名
佐藤 喬
- 四 主たる事務所の所在地
福島県田村市滝根町菅谷字畑中二百五十九番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、農業に従事する者もしくはその後継者に対して、農業加工食品もしくは農業食品加工機械の販売や農業及び食品に関する啓蒙活動を通し、農業の重要さ、奥深さをより経験し、農業における技術を継承し、又金銭面における支援をすることにより、農業における後継者育成に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十一年四月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年四月十五日
- 二 名称
特定非営利活動法人田村希望の里福祉会
- 三 代表者の氏名
照山 成信
- 四 主たる事務所の所在地
福島県田村市船引町大倉字伊後田百九十三番地の一定款に記載された目的
- 五 この法人は、障害者の社会復帰に向けた活動及び生活に対する援助、支援を行い、障害者の福祉向上に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百二十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る次に掲げる障害福祉サービスを廃止した旨届出があった。
平成二十一年四月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
福島市 社会福祉協議会 会ホール ムヘル プサー ビスセンター	福島市森合町一〇一	社会福祉法人 福島市 社会福祉協議会	福島県福島市森合町一〇一	平成二十一年三月三十一日	居宅介護 重度訪問 介護	特定なし
会津若松市介護サービスター	会津若松市栄町五一七	会津若松市介護サービスター	同 県会津若松市栄町五一七	平成二十一年四月一日	同	同

（障がい福祉課）

公告第二百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十一年四月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 土地改良区の名称
三春町土地改良区
- 退任した役員
役別 氏名 住所
理事 渡辺 良一 田村郡三春町大字楽内字孝戸一二六番地
就任した役員

役別 氏名 住所
理事 柳沼 誠一 田村郡三春町大字込木字宮ノ下三〇〇番地

(農村計画課)

公告第二百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十一年四月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
塩川西部土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 山田 義人 喜多方市塩川町四奈川字西鏡百二〇三九番地の二

同 田部 正義 市慶徳町新宮字新宮二二六四番地

同 吉田 優一 市塩川町遠田字上ノ屋敷四三七番地

同 吉田 均 市塩川町天沼字第六 七八番地

同 江花 章 市塩川町会知字岩田甲四七〇番地一

同 小熊 武久 市塩川町遠田字上ノ屋敷四四五番地

同 渡部 新一 市塩川町吉沖字反町九一九番地

同 鈴木 幸男 市塩川町吉沖字久子ノ内八番地

同 湯浅 敏男 市塩川町大田木字橋本分一〇六番地

同 福地 精馬 市塩川町天沼字貝沼一四五三番地の二

同 五十嵐公一 市塩川町大田木字中屋敷九九番地

同 阿部 元則 市塩川町四奈川字若宮一三六九番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 山田 義人 喜多方市塩川町四奈川字西鏡百二〇三九番地の二

同 田部 正義 市慶徳町新宮字新宮二二六四番地

同 吉田 優一 市塩川町遠田字上ノ屋敷四三七番地

同 江花 章 市塩川町会知字岩田甲四七〇番地一

同 花見 明 市塩川町会知字八幡町三一四四番地

同 廣瀬 敏雄 市塩川町天沼字貝沼一四七八番地の二

同 佐瀬 恒男 市塩川町遠田字錦ノ腰二一一二番地の二

同 大場 忠一 市塩川町吉沖字亀ヶ台一九二二番地一

同 小林 幸次 市塩川町大田木字阿弥陀免四三五一番地

同 安藤 信廣 市塩川町遠田字谷地中三二八四番地

同 五十嵐初雄 市塩川町大田木字上屋敷五九番地

同 柏木 充 市塩川町四奈川字能力三番地

公告第二百二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十一年四月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
戸ノ口堰土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 佐藤 光男 会津若松市一箕町大字八幡字墓料六一番地

同 大竹 英彦 河沼郡湯川村大字箕川字下本町甲一〇三番地

同 鈴木 正和 会津若松市高野町大字界沢字界沢一二番地

同 佐藤 敏厚 市一箕町大字亀賀字川西一四一番地

同 渡部 眞也 市町北町大字中沢字中地四四三番地

同 岩沢 廷近 市神指町大字黒川字村北四一九番地

同 小林 久昭 市石堂町六番一、二号

同 渡部 英雄 河沼郡湯川村大字清水田字扇田甲二九番地

同 仲川 浩 会津若松市河東町八田字八田野四〇〇番地

同 加藤 仁 市町北町大字藤室字横道一〇五番地

同 古川 洋逸 市高野町中前田一八五番地

同 渡部 幹雄 市一箕町大字松長字上長原九三番地

同 鈴木 光男 市町北町大字始字下荒久田七〇番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 大竹 英彦 河沼郡湯川村大字箕川字下本町甲一〇三番地

同 鈴木 正和 会津若松市高野町大字界沢字界沢一二番地

同 渡部 幹雄 市一箕町大字松長字上長原九三番地

同 渡部 英雄 河沼郡湯川村大字清水田字扇田甲二九番地

同 佐藤 鉄幸 会津若松市河東町八田字漆沢二八五番地一

同 鈴木 光男 市町北町大字始字下荒久田七〇番地

同 岩沢 廷近 市神指町大字黒川字村北四一九番地

同 佐藤 敏厚 市一箕町大字亀賀字川西一四一番地

同 渡部 隆 市河東町八田字八田野二二六番地

同 鈴木 欽一郎 市町北町大字藤室字藤室三二三番地

同 高橋 茂喜 市高野町大字木流字木流一六二番地

同 久保田誠剛 市石堂町四番一九号

同 吉田 憲司 市一箕町大字八幡字墓料六五番地

(農村計画課)

同 佐藤 邦雄 同 市高野町大字柳川字森台二五番地
 同 高木政日子 同 市町北町大字中沢字平沢二八番地

(農村計画課)

公告第二百三十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、基本測量の実施について、平成二十一年四月六日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。
 平成二十一年四月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 南相馬市
- 二 測量期間 平成二十一年五月十一日から平成二十二年三月二十六日まで
- 三 作業の種類 基本測量(基盤地図情報整備作業)

(技術管理課建設産業室)

公告第二百三十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、基本測量の実施について、平成二十一年四月八日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。
 平成二十一年四月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 南相馬市
- 二 測量期間 平成二十一年五月十一日から平成二十二年二月二十六日まで
- 三 作業の種類 基本測量(一等磁気測量)

(技術管理課建設産業室)

公告第232号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。
 平成21年4月24日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 運転免許証写真真関係消耗品カード基体(1C) 426箱
 - (2) 運転免許証写真真関係消耗品インクリボンセット(1C) 192箱
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
 平成21年3月19日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 株式会社DNPアイテニスラム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 1箱当たり486,000円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 1箱当たり140,800円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)
- 6 随意契約とすることとした理由
 特例政令第10条第1項第2号該当

(入札用度課)

福島県教育委員会教育長

公告第三号

県立高等学校就職促進支援業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第16号。以下「施行令」という。)第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。
 平成二十一年四月二十四日

福島県教育委員会教育長 遠藤 俊博

- 一 入札に付する事項
 - 1 件名及び数量 県立高等学校就職促進支援業務 一式
 - 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 契約締結の日から平成二十二年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 次に掲げる福島県立高等学校(全二十八校)
 - 福島商業高等学校、福島北高等学校、梁川高等学校、二本松工業高等学校、本宮高等学校、郡山商業高等学校、清陵情報高等学校、岩瀬農業高等学校、光南高等学校、修明高等学校、船引高等学校、小野高等学校、若松商業高等学校、喜多方東高等学校、喜多方工業高等学校、大沼高等学校、会津農林高等学校、田島高等学校、いわき総合高等学校、小名浜高等学校、勿来高等学校、好間高等学校、四倉高等学校、浪江高等学校、双葉翔陽高等学校、相馬東高等学校、相馬農業高等学校及び山萌世高等学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - 1 施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。
 - 2 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

3 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

4 この公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

5 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4及び5に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

1 提出期間 平成二十一年四月二十四日（金）から同年五月八日（金）まで（土曜日、日曜日、同年四月二十九日及び同年五月四日から同月六日までを除く。）の午前八時三十分から午後五時三十分まで

2 提出場所 郵便番号九六〇―八六八八 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県教育庁学習指導課
電話〇二四―五二一―七七七六

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、平成二十一年五月八日（金）午後五時三十分までに三の2に掲げる場所に必着とする。

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる場所と同じ。

2 入札及び開札の日時及び場所 平成二十一年五月十五日（金）午前十時三十分 福島県庁本庁舎二階二〇一会議室（福島県福島市杉妻町二番十六号）

3 その他 郵便による入札は、認めない。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札に参加を希望する者に要求される事項

開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（学習指導課）